

## 第3回理事会(臨時) 議事概要

- 1 開催日時 令和3年6月25日(金) 16時20分～17時10分
- 2 開催場所 Japan Sport Olympic Square 14階 岸清一メモリアルルーム(東京都・新宿区)  
次の理事は、Web会議システム(インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム)により参加した。

伊藤 雅俊 栗原 美津枝 鈴木 大地  
高橋 尚子 原田 雅彦 水鳥 寿思  
宮本 ともみ 渡辺 守成

- 3 出席者 理事総数 30名  
出席理事 28名(代表理事を含む。)

会長	山下 泰裕	専務理事	星野 一朗
常務理事	靱井 圭子	常務理事	尾 縣 貢
常務理事	小谷 実可子	常務理事	北野 貴裕
常務理事	酒井 邦彦	常務理事	横井 裕
常務理事	細倉 浩司		
理事	伊東 秀仁	理事	伊藤 雅俊
理事	岩 渕 健輔	理事	岡本 友章
理事	栗原 美津枝	理事	杉山 文野
理事	鈴木 大地	理事	須藤 実和
理事	高橋 尚子	理事	高橋 成美
理事	田口 亜希	理事	谷本 歩実
理事	土肥 美智子	理事	原田 雅彦
理事	古谷 利彦	理事	水鳥 寿思
理事	宮本 ともみ	理事	八木 由里
理事	渡辺 守成		

監事総数 3名  
出席監事 有竹 隆佐、飯坂 紳治、塗師 純子

### 4 議事の経過の要領及びその結果

#### (1)第1号議案 会長の選定について

「会長の選定」について、出席理事より「JOCはこの2年間、大きな改革を進めてきた。事業継続の観点、メディアへの発信力から、山下理事を会長に推薦する」との意見があり、この賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

- 1) 定款第20条第2項により、理事のうち1名を会長とする。
- 2) 定款第20条第3項により、会長をもって代表理事とする。
- 3) 定款第21条2項により、代表理事である会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### 【決議内容】

会長(代表理事)を山下泰裕とする。

#### (2)第2号議案 副会長、専務理事及び常務理事の選定について

#### (3)第3号議案 業務執行理事の分担執行について

#### (4)第4号議案 会長・専務理事の代行者について

山下会長より、第2号、第3号及び第4号議案について、一括して提案がなされ、この賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

- 1) 定款第 20 条第 2 項により、会長以外の理事の中から副会長若干名、専務理事 1 名及び常務理事若干名を置くことができる。
- 2) 定款第 20 条第 3 項により、副会長、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。
- 3) 定款第 21 条第 2 項により、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4) 定款第 22 条第 2 項に基づき、本会の業務を分担した。
- 5) 理事職務権限規程第 4 条「副会長は会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはあらかじめ理事会が定める順位に従い、その職務を代行する。」並びに第 6 条「常務理事は会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはあらかじめ理事会が定める順位に従い、その職務を代行する。」に基づき、順位を指名する。

【決議内容】

- 1) 副 会 長（業務執行理事） 三 屋 裕 子
- 2) 専務理事（業務執行理事） 星 野 一 朗
- 3) 常務理事（業務執行理事） 靱 井 圭 子、尾 縣 貢、小 谷 実可子、  
北 野 貴 裕、酒 井 邦 彦、横 井 裕、  
細 倉 浩 司
- 4) 業務執行理事の業務の分担について

担 当	業 務 分 担
三屋裕子 副会長	・会長の業務の補佐、プロトコールに関する事項
星野一朗 専務理事 ( 常 勤 )	・組織体制・組織運営、危機管理に関する事項 ・加盟団体との連携・支援に関する事項
靱井圭子 常務理事 ( 常 勤 )	・専務理事の業務の補佐 ・中期計画、広報、ガバナンスに関する事項
尾縣 貢 常務理事	・選手強化、ナショナルトレーニングセンターに関する事項 ・国際総合競技大会選手団に関する事項
小谷実可子 常務理事	・オリンピックの価値発信、オリンピックムーブメント推進に関する事項 ・日本オリンピックミュージアムの事業に関する事項
北野貴裕 常務理事	・財務・資産管理・マーケティングに関する事項 ・日本オリンピックミュージアムの管理に関する事項
酒井邦彦 常務理事	・法務・コンプライアンスに関する事項
横井 裕 常務理事	・国際連携・交流の推進、国際人材の育成に関する事項 ・国際総合競技大会の招致・開催に関する事項
細倉浩司 常務理事 ( 常 勤 )	・事務局に関する事項

- 5) 理事職務権限規程第 4 条「副会長は会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはあらかじめ理事会が定める順位に従い、その職務を代行する。」に基づき、三屋副会長が代行する。
- 6) 理事職務権限規程第 6 条「常務理事は専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときはあらかじめ理事会が定める順位に従い、その職務を代行する。」に基づく、順位は以下のとおり。
  1. 靱 井 圭 子 常務理事
  2. 細 倉 浩 司 常務理事

(5)第 5 号議案 常勤役員の報酬について

「常勤役員の報酬」について、説明がなされ、この賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(6)第6号議案 第32回オリンピック競技大会(2020/東京)日本代表選手団本部役員について

- 1) 令和元年度第7回理事会(2019年11月20日開催)において、団長・総監督を承認、令和2年度第5回理事会(2020年12月17日開催)において、日本代表選手団の認定方法について承認。令和3年度第2回理事会(2021年6月10日開催)において、日本代表選手団本部役員を報告している。
- 2) 国際総合競技大会派遣規程の第11条では、「選手等が規程に違反した場合、本会理事会が決定した日本代表選手団本部役員で構成する本部役員会で、選手等に指導、勧告、認定の取り消しなどの処分を行うことができる。」こととなっていることから、新たな理事会として、権利と義務を有する日本代表選手団本部役員を改めてお諮りする。
- 3) 本部体制は、福井団長、尾縣総監督の他、本部役員8名、本部員17名、計27名となる。

**【決議内容】**

- ・日本代表選手団本部役員の承認

以上